

紀の川市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

平成30年4月2日制定

1. 方針の目的

この方針は、国等における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下、「物品等」という。）の調達を推進するための基本的事項を定めるものである。

2. 方針の対象範囲

この方針は、本市のすべての組織に対し適用する。

3. 調達物品等

障害者就労施設等が受注することが可能な物品および役務とする。

4. 調達目標

毎年度の障害者就労施設等からの物品等の調達については、前々年度の調達実績を基準とし、それを上回ることを目標とする。

5. 調達推進の方法

ア 福祉部障害福祉課から庁内各部署に対し、障害者就労施設等が提供することができる物品や役務等に関する情報を提供するとともに、各部署及び障害者就労施設との連絡調整を行う。

イ 毎年度の目標、その他優先調達の推進に資する情報については、市ホームページに掲載する等の方法により、障害者就労施設等に情報を提供する。

ウ 障害者就労施設等からの物品等の調達にあたり、受注可能な事業所等が複数ある場合は、障害者就労施設の共同受注窓口としての那賀圏域障害児者自立支援協議会就労支援部会（事務局：岩出紀の川障害者就業・生活支援センターフロンティア）を通じて情報を提供するとともに、受注可能事業所のあつ旋・仲介等の窓口とする。

6. 調達実績の公表

この方針に基づき前年度に調達した物品等の実績の概要は、すみやかに取りまとめ、市ホームページ等に記事記載する等の方法により公表する。

7. その他優先調達に関する取り組み

ア 市役所等公共施設内での障害者就労施設等による物品等販売の許諾。

イ 市主催による各種イベントでの障害者就労施設等による物品等の販売・啓発スペースの確保。

ウ 障害者就労施設等が提供することができる物品や役務について市民に周知する。

8. 方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、福祉部障害福祉課とする。